

## 【件名】

インドにおける新型コロナウイルスに関する注意喚起（その8：ニューデリー及びテランガナでの新規陽性事例の確認、イラン人及びイラン渡航歴のある外国人に対する入国制限）

## 【ポイント】

- 3月2日、インド保健・家庭福祉省は、ニューデリー市内及びテランガナ州で1例ずつの新型コロナウイルス陽性事例が確認されたと発表しました。
- 2月29日、インド内務省入国管理局は、イラン人及び2月1日以降にイランへの渡航歴のある外国人（同日時点でインド入国中の人を除く）の有する査証は無効となり、イラン人及び該当する外国人の入国は制限されると発表しました。

## 【本文】

1 3月2日、インド保健・家庭福祉省は、ニューデリー市内及びテランガナ州で1例ずつの新型コロナウイルス陽性事例が確認されたと発表しました。ニューデリーのケースはイタリアへの渡航歴があるとのことです。また、テランガナ州のケースはドバイへの渡航歴があるとのことです。いずれも容態は安定しているとのことです。

2 新型コロナウイルスに関連してインド政府が実施している入国管理措置は次のとおりです。

（1）現在中国（香港、マカオ、台湾は含まない）にいる中国人及び外国人は、2月5日前に発給されたビザ（通常ビザ及び e-Visa）ではインドへの渡航は許可されず、2月6日以降に在中国インド大使館又はインド総領事館で発給されたビザを所持していない限り、入国は許可されない。中国からインドへの渡航の必要がある人は、北京のインド大使館又は上海又は広州のインド総領事館に連絡する必要がある。

（2）1月15日以降に中国（香港、マカオ、台湾は含まない）への渡航歴がある外国人のインドへの入国は、空路、海路、陸路を問わず許可されない。

（3）査証に関するこれらの制限は、中国から到着する航空機の中国国籍や外国籍の搭乗員には適用されない。

（4）従来、日本人及び韓国人向けに提供されてきた Visa on Arrival のサービスを2月27日から一時的に停止する。また、e-Visa サービスについても、日本、韓国、イラン、イタリア国籍の申請者による新規の申請を受け付けない。今後、インドへの渡航のために査証を申請する場合は、東京のインド大使館又は大阪のインド総領事館等、各国のインド大使館・総領事館の窓口で申請する必要

がある。(ただし、インド政府は、既に発給されている e-Visa は有効であり、e-Visa システムを通じて既に発給されている ETA (Electronic Travel Authorization) についても有効と説明している。)

3 同じく新型コロナウイルスに関連してインド政府が実施している検疫措置は次のとおりです。

(1) 国内21空港等において、中国、香港、シンガポール、タイ、韓国、日本、マレーシア、インドネシア、ベトナム、ネパールから到着する航空機の搭乗者に対して、入国前に発熱検査及び健康診断カード申告によるスクリーニングを実施する。

(2) スクリーニングの結果、発熱(37.2℃以上)や咳等の呼吸器症状がある場合には、停留(検疫)施設や医療機関に送られ、一定期間停留される可能性がある。

(3) これらの国から到着した渡航者は、入国後28日間、インド政府による観察対象者とされ、健康状態等について照会される場合がある。新型コロナウイルス感染者や感染の疑いのある者と接触があったと判断される場合は(疑い事例の人と機内で近くの席に座っていた場合を含む)、隔離される可能性がある。

(4) 韓国、イラン、イタリアからの渡航者及び2月10日以降に韓国、イラン、イタリアへの渡航歴がある人は、インド到着後に14日間にわたり停留される可能性がある。

4 以上の措置に加え、2月29日、インド政府は、イラン人及び2月1日以降にイランへの渡航歴のある外国人(同日時点でインド入国中の人を除く)の有する査証は無効となり、イラン人及び該当する外国人の入国は制限されると発表しました。

また、同発表では、やむを得ない事情でインドへ渡航する必要がある上述に該当する外国人は、各国のインド大使館または総領事館において新たな査証を申請することができるかとされています。

5 在留邦人、インド旅行中もしくはインド訪問予定の皆様におかれては、引き続き最新情報の入手に努めてください。また、不要不急の用務のない限り、中国への渡航を控えるとともに、ご自身や周囲の人の感染予防のため以下の点にご注意下さい。

(1) アルコール系手指消毒薬または石鹸と流水による手洗いを頻繁に行う。目、鼻、口などに触れる前に手洗いをする。

(2) マスク等の確保に努め、咳やくしゃみがあるときはマスクを着用して鼻と

口を覆う。マスクがない場合は、咳やくしゃみのときに口と鼻をティッシュなどで覆い、手洗いをを行う。

(3) 不特定多数の人と密閉された屋内で会うことを可能な限り避け、体調不良のときは外出を控える。

(各種情報が入手できるサイト)

インド保健・家庭福祉省公式ツイッター

[https://twitter.com/MoHFW\\_INDIA](https://twitter.com/MoHFW_INDIA)

インド入国管理局ホームページ

<https://boi.gov.in/>

外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

厚生労働省ホームページ：新型コロナウイルス感染症について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

首相官邸ホームページ：新型コロナウイルス感染症に備えて

<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

(お問い合わせ先)

在インド日本国大使館

電話：011-4610-4610 (代表)

email：[jpemb-cons@nd.mofa.go.jp](mailto:jpemb-cons@nd.mofa.go.jp)